

## 補助対象となる経費の一例

経費	補助対象(例)
謝礼・報償	▶ 講習会等の講師への謝礼(※1)
消耗品費	▶ 紙食器類代、事務用品代
飲食経費	▶ 事業の目的に必要な食材代(※2)
燃料費	▶ 草刈機や発電機の燃料代
印刷製本費	▶ チラシ・ポスターの印刷代 ▶ 写真現像代
借上料	▶ 運搬車輛や発電機、草刈機等の借上料 ▶ 音響機器の借上料
使用料	▶ 会場(施設)使用料、コピー代
役務費	▶ クリーニング代、傷害保険料(※3)
備品購入費	▶ 事業の趣旨から認められる備品代
材料費	▶ 花苗代、肥料代、木材代、ペンキ代、釘・針金代

### 《補助対象とならない経費》

#### ※1 「謝礼・報償」のうち下記の場合

作業手当として出演団体や個人へ支払う謝礼、まつりのステージの出演料、参加賞に配布する菓子・ジュース・日用品 など

#### ※2 「飲食経費」のうち下記の場合

事業完了時の打ち上げ経費や、夏祭りの出店・模擬店等の食材費、会議等の飲料代、反省会・懇親会等の経費 など

#### ※3 傷害保険料

補償内容が補助対象事業のみを対象としている場合に限り対象となり、その他の事業も補償内容に含まれる場合は対象となりません。

例)	事業名・実施期間	補償期間	対応
	農作業体験イベント 10月10日	10月10日のみ	○ 対象
		4月1日～翌年3月31日	× 対象外

#### ※4 交通費

地域の団体の移動のための交通費(バスの借上代、電車・バス・タクシー代等) など

#### ※5 抽選会等の実施に係る景品代

抽選会の景品や運動会の賞品等

#### ※6 施設や設備の整備のみが目的の備品購入費・備品修繕

地域の団体の活動がともなわず施設や設備の整備のみが目的の備品購入・修繕費は補助の対象となりません。

(本市では単価が1万円以上(消費税込)の物品は備品として扱います。)